

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	練馬観光 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区平和台 2-1-5 (営業所) 東京都練馬区平和台 2-1-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 1 項 他 3 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 10 日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について適切な指導監督を怠っていたこと、他 3 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 点 当該事業者の累積点数 6 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 読売観光バス 板橋営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区築地 2 丁目 5 番 3 号 (営業所) 東京都板橋区東坂下 2 丁目 17 番 7 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 10 日に監査を実施したところ、運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導監督をしていなかったこと、の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数 2 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	東新観光 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都日野市上田 388 番地 1 号 (営業所) 東京都日野市上田 388 番地 1 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 1 項 他 1 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 1 日及び 6 月 8 日に監査を実施したところ、運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導監督をしていなかったこと、他 1 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3 点 当該事業者の累積点数 3 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成23年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 大栄観光バス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区平和台4丁目23番12号 (営業所) 東京都練馬区平和台4丁目23番12号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成22年6月17日に監査を実施したところ、運転者に対し、輸送の安全確保について適切な指導監督を怠っていたこと、他1件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 松竹観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都府中市府中町2-18-1-201 (営業所) 東京都府中市府中町2-18-1-201
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他4件
(6) 違反行為の概要	平成22年6月24日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他4件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニッコー観光バス 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区八潮 3-2-32 (営業所) 東京都品川区八潮 3-2-32
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 2 項 他 2 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 3 日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他 2 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3 点 当該事業者の累積点数 3 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社スタンドフット自動車 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区東瑞江 2 丁目 3 2 番地 10 号 (営業所) 東京都江戸川区東瑞江 2 丁目 3 2 番地 10 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条並びに 道路運送車両法第 58 条第 1 項 他 4 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 3 日に監査を実施したところ、有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったこと、他 4 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16 点 当該事業者の累積点数 16 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成23年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	いずみ観光バス 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都国分寺市西町5-11-3 泉マンション店舗1号 (営業所) 東京都国分寺市西町5-11-3 泉マンション店舗1号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 75日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第5項 他5件
(6) 違反行為の概要	平成22年6月22日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他5件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 S N A P P Y 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区原町 2 - 7 - 6 (営業所) 東京都目黒区原町 2 - 7 - 6
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 24 条第 3 項 他 1 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 29 日に監査を実施したところ、点呼の実施結果の記録が不適切であったこと、他 1 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数 4 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 足柄観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄上郡開成町円通寺 1 7 1 - 1 (営業所) 神奈川県足柄上郡開成町円通寺 1 7 1 - 1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 1 項 他 3 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 22 日に監査を実施したところ、 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督 が不適切であったこと、他 3 件の違反が判明したも の
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数 5 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 2 3 年 3 月 2 3 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 2 3 年 3 月 2 3 日
(2) 事業者の氏名又は名称	川崎鶴見臨港バス株式会社 鶴見営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区中瀬 3 丁目 2 1 番 6 号 (営業所) 神奈川県横浜市鶴見区駒岡 1 丁目 2 8 番 9 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 (2 0 日車)
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 3 8 条第 2 項 他 1 件
(6) 違反行為の概要	平成 2 2 年 1 月 1 8 日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導を怠っていたこと、他 1 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数 2 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2.(4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 誠観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市南区当麻 8 7 0 番地 1 号 (営業所) 神奈川県相模原市南区当麻 8 7 0 番地 1 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 3 5 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 3 8 条第 1 項 他 2 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 24 日に監査を実施したところ、 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督 が不適切であったこと、他 2 件の違反が判明したも の
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数 4 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	ダイヤ物流株式会社 金沢営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区桜木町 5-29 (営業所) 神奈川県横浜市金沢区幸浦 1-8-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 24 条 他 4 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 2 月 8 日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他 4 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9 点 当該事業者の累積点数 9 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成23年3月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社セントラルホール横浜葬儀社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市南区大岡5-3-28 (営業所) 神奈川県横浜市南区大岡5-3-28
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第37条第1項 他7件
(6) 違反行為の概要	平成22年3月16日に監査を実施したところ、乗務員台帳を作成していないものがあったこと、他7件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点
	当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	スバル観光バス 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市打戻 1 8 8 3 番地 6 (営業所) 神奈川県藤沢市打戻 1 8 8 3 番地 6
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 1 項 他 6 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 4 日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他 6 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7 点 当該事業者の累積点数 7 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	ドリーム交通 有限会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市寺尾 1 8 6 7 番地 (営業所) 埼玉県秩父市寺尾 1 8 6 7 番地
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70 日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第 20 条 他 5 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 8 日に監査を実施したところ、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと、他 5 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7 点 当該事業者の累積点数 7 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 ダイヤモンド観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県佐野市赤坂町 9 5 3 番地 1 (営業所) 栃木県佐野市赤坂町 9 5 3 番地 1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 3 5 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条第 1 項 他 2 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 16 日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他 2 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数 4 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 大月自動車 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県大月市駒橋 1 丁目 8 番 2 号 (営業所) 山梨県大月市駒橋 1 丁目 8 番 2 号
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 21 条第 5 項 他 4 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 4 月 23 日に監査を実施したところ、運転者の健康状態の把握が不適切であったこと、他 4 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数 4 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成 23 年 3 月 23 日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成 23 年 3 月 23 日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 香取観光 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取市下小野 1 9 0 (営業所) 千葉県香取市大倉 5 5 6 0 - 2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 9 0 日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第 2 1 条第 1 項 他 6 件
(6) 違反行為の概要	平成 22 年 6 月 25 日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が、不適切であったこと、他 6 件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9 点 当該事業者の累積点数 9 点

注 違反点数については過去 3 年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)